

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 32 号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成 12 年瀬戸市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく準特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	1 件につき <u>530,000 円</u>	消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく準特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	1 件につき <u>580,000 円</u>
消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のときは 1 件につき <u>820,000 円</u> 、5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のときは 1 件	消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のときは 1 件につき <u>900,000 円</u> 、5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のときは 1 件

<p>関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第3号の特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）</p>	<p>につき<u>990,000円</u>、<u>10,000キロリットル</u>以上<u>50,000キロリットル</u>未満のときは1件につき<u>1,100,000円</u>、<u>50,000キロリットル</u>以上<u>100,000キロリットル</u>未満のときは1件につき<u>1,400,000円</u>、<u>100,000キロリットル</u>以上<u>200,000キロリットル</u>未満のときは1件につき<u>1,640,000円</u>、<u>200,000キロリットル</u>以上<u>300,000キロリットル</u>未満のときは1件につき<u>3,850,000円</u>、<u>300,000キロリットル</u>以上<u>400,000キロリットル</u>未満のときは1件につき<u>5,090,000円</u>、<u>400,000キロリットル</u>以上のときは1件につき<u>6,290,000円</u></p>	<p>関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第3号の特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）</p>	<p>につき<u>1,090,000円</u>、<u>10,000キロリットル</u>以上<u>50,000キロリットル</u>未満のときは1件につき<u>1,210,000円</u>、<u>50,000キロリットル</u>以上<u>100,000キロリットル</u>未満のときは1件につき<u>1,540,000円</u>、<u>100,000キロリットル</u>以上<u>200,000キロリットル</u>未満のときは1件につき<u>1,800,000円</u>、<u>200,000キロリットル</u>以上<u>300,000キロリットル</u>未満のときは1件につき<u>4,230,000円</u>、<u>300,000キロリットル</u>以上<u>400,000キロリットル</u>未満のときは1件につき<u>5,590,000円</u>、<u>400,000キロリットル</u>以上のときは1件につき<u>6,910,000円</u></p>
<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号の</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が<u>1,000キロリットル</u>以上<u>5,000キロリットル</u>未満のときは1件につき<u>1,120,000円</u>、<u>5,000キロリットル</u>以上<u>10,000キロリットル</u>未満のときは</p>	<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号の</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が<u>1,000キロリットル</u>以上<u>5,000キロリットル</u>未満のときは1件につき<u>1,230,000円</u>、<u>5,000キロリットル</u>以上<u>10,000キロリットル</u>未満のときは</p>

<p>特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料</p>	<p>1件につき <u>1,330,000</u>円、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,480,000</u>円、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,830,000</u>円、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき <u>2,120,000</u>円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき <u>4,330,000</u>円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき <u>5,570,000</u>円、400,000キロリットル以上のときは1件につき <u>6,770,000</u>円</p>	<p>特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料</p>	<p>1件につき <u>1,460,000</u>円、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,630,000</u>円、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき <u>2,010,000</u>円、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき <u>2,330,000</u>円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき <u>4,760,000</u>円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき <u>6,120,000</u>円、400,000キロリットル以上のときは1件につき <u>7,440,000</u>円</p>
<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所設置許可手数料</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のときは1件につき <u>5,750,000</u>円、400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のときは1件につき <u>7,2</u></p>	<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所設置許可手数料</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のときは1件につき <u>6,320,000</u>円、400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のときは1件につき <u>7,9</u></p>

	50,000円、500,000キロリットル以上のときは1件につき <u>10,700,000円</u>		70,000円、500,000キロリットル以上のときは1件につき <u>11,800,000円</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に伴う完成検査前検査手数料(基礎・地盤検査)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき <u>410,000円</u> 、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき <u>540,000円</u> 、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき <u>700,000円</u> 、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき <u>920,000円</u> 、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,040,000円</u> 、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,600,000円</u> 、300,000キロリットル以上400,000キロリッ	消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に伴う完成検査前検査手数料(基礎・地盤検査)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき <u>450,000円</u> 、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき <u>590,000円</u> 、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき <u>770,000円</u> 、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,010,000円</u> 、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,140,000円</u> 、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき <u>1,760,000円</u> 、300,000キロリットル以上400,000キロ

	<p>トル未満のときは1件につき<u>1,820,000</u>円、400,000キロリットル以上のときは1件につき<u>2,030,000</u>円</p>		<p>リットル未満のときは1件につき<u>2,000,000</u>円、400,000キロリットル以上のときは1件につき<u>2,230,000</u>円</p>
<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に伴う完成検査前検査手数料(溶接部検査)</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき<u>490,000</u>円、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき<u>630,000</u>円、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき<u>950,000</u>円、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,310,000</u>円、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,650,000</u>円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき<u>3,180,000</u>円、300,000キロリットル以上400,000キロ</p>	<p>消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に伴う完成検査前検査手数料(溶接部検査)</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき<u>540,000</u>円、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき<u>690,000</u>円、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,040,000</u>円、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,440,000</u>円、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,810,000</u>円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき<u>3,490,000</u>円、300,000キロリットル以上400,000</p>

	リットル未満のときは1件につき <u>3,890,000</u> 円、400,000キロリットル以上のときは1件につき <u>4,450,000</u> 円		キロリットル未満のときは1件につき <u>4,280,000</u> 円、400,000キロリットル以上のときは1件につき <u>4,890,000</u> 円
消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に伴う完成検査前検査手数料(岩盤タンク検査)	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のときは1件につき <u>9,100,000</u> 円、400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のときは1件につき <u>12,400,000</u> 円、500,000キロリットル以上のときは1件につき <u>17,000,000</u> 円	消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に伴う完成検査前検査手数料(岩盤タンク検査)	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のときは1件につき <u>10,000,000</u> 円、400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のときは1件につき <u>13,600,000</u> 円、500,000キロリットル以上のときは1件につき <u>18,700,000</u> 円
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安検査手数料	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき <u>310,000</u> 円、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき <u>410,000</u> 円、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき <u>720,000</u> 円、50,000キロ	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安検査手数料	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のときは1件につき <u>340,000</u> 円、5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のときは1件につき <u>450,000</u> 円、10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のときは1件につき <u>790,000</u> 円、50,000キロ

	<p>リットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき<u>920,000円</u>、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,160,000円</u>、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき<u>2,830,000円</u>、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき<u>3,470,000円</u>、400,000キロリットル以上のときは1件につき<u>4,000,000円</u></p>		<p>リットル以上100,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,010,000円</u>、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき<u>1,270,000円</u>、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき<u>3,110,000円</u>、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき<u>3,810,000円</u>、400,000キロリットル以上のときは1件につき<u>4,400,000円</u></p>
<p>消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安検査手数料</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき<u>2,660,000円</u>、400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のときは1件につき<u>3,190,000円</u>、500,000キロリットル以上のときは1件につき<u>4,790,000円</u></p>	<p>消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安検査手数料</p>	<p>危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき<u>2,920,000円</u>、400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のときは1件につき<u>3,500,000円</u>、500,000キロリットル以上のときは1件につき<u>5,260,000円</u></p>

<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
------	------	------	------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に申請を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。